

# 高教組情報

特別号

(組合員用)

2020年4月7日

文責 寺田 杉

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL (095) 827-5882

## 新型コロナウイルス感染症に関する 休暇の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する教職員の勤務については、自宅待機なのか、との問い合わせがありました。感染症に関する勤務の取り扱い方について、県教委は3月5日付で各学校あてに「新型コロナウイルス感染症に関する休暇の取扱いについて」(通知)を送付していますが、高教組本部から分会への聞き取りの結果から職場での説明はきちんとはされていないようです。ポイントをまとめてみましたので、参考にして下さい。

### <基本の考え方>

- 職員本人が感染した場合→ 病気休暇
- 職員本人やその親族に発熱等の風邪症状が見られる場合  
→ 特別休暇

特別休暇の取得について(県教委通知より)

- ①取得単位は1日または1時間
- ②限度日数は必要と認める期間
- ③申請は「特別休暇願」の用紙に記入し管理職に提出します。(教育長の承認必要)

### ※非常勤講師の報酬の扱い

新型コロナウイルス感染症拡大の今後の状況次第ですが、拡大を防止するため、再び臨時休校の措置がとられる場合も考えられま

す。その場合の非常勤講師の報酬の扱いを県教委と次のように確認しました。

- ◎予定されていた授業がなくなった分について
  - ◇成績処理のための業務や教材研究、課題作成等の授業に関する業務は報酬を支給する。
  - ◇有給休暇を充てることも可。

非常勤講師が勤務している職場では非常勤講師本人や管理職にも確認をしてみてください。

以上の内容について職場での説明と違う場合や要望等がある場合は高教組本部にご連絡ください。